特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
54	児童手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

坂出市は、児童手当の支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

坂出市長

公表日

令和7年10月29日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルる	・ ・ ・取り扱う事務
①事務の名称	児童手当支給 児童手当法に基づき、児童手当の申請受付、審査、支給決定、手当の支給等の事務を行う。
②事務の概要	ル主ナコムに坐 ノC, ル主ナコの平明文刊、審直、文帖の定、ナコの文帖寺の事切を刊り。
③システムの名称	・児童手当システム・中間サーバー・マイナポータル申請管理
2. 特定個人情報ファイル	Š.
児童手当給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の81、134の項
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106及び107の項(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、53、76、125、141及び161の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	健康福祉部 こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	坂出市 総務部 総務課 行政·法制管理係 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5002
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	坂出市 健康福祉部 こども課 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5027
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			17年10月27日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2	② 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年10月27日 時点				
3. 重大事故							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書] 施機関については、それぞれ	1重点項目評価語	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「全項目評価書	
されている。 					
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシス	テムを通じたス	(手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	iじた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の失・毀損リスクへの分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 人手を介在	させる作業				[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生への対策は十分が		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根	処	登録や記または付下記の原の確認を ・申請書・特定個	別本登録の際には、本 E所を含む3情報によ 局面で特定個人情報 E行うようにしており、	ト人からのマる照会を行うの取扱いに の取扱いに 人為的ミスな 号および本。 申請書等の	***=

9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹システム(児童手当システム等)へのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員を異動ごとに設定することでアクセス権限を管理している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変 史 固			-1	1= -1 -1 11=	100100100000000000000000000000000000000
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署	②所属長 課長 中川 高弘	②所属長の役職名 こども課長	事後	
令和1年6月20日	Ⅳリスク対策	-	新規項目追加	事後	
令和7年10月29日	個人のフライハン一寺の権利 利益の保護の宣言、I 1.特定 個人情報ファイルを取り扱う 事務	児童手当又は特例給付	児童手当	事後	
令和7年10月29日	I 1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの 名称	児童手当システム	・児童手当システム・中間サーバー・マイナポータル申請管理	事後	
令和7年10月29日	I 3.個人番号の利用	番号法第9余第1項 別表第一の56の項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	番号法第9条第1項及び別表の81、134の項	事後	
令和7年10月29日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106及び107の項(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、53、76、125、141及び161の項	事後	
令和7年10月29日	I 9.規則第9条第2項の適用	-	新規項目追加	 事後	
令和7年10月29日	Ⅳ8.人手を介在させる作業	_	大為的ミスが発生するリスクへの対策は下がか [十分である] 判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー理得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申請書に記載された個人番号および本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等の保管・個人番号および本人情報が記載された申請書の座奄	事後	
令和7年10月29日	IV11.最も優先度が高いと考えられる対策	_	最も優先度が高いと考えられる対策 [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] 当該対策は十分か【再掲】 [十分である] 判断の根拠 基幹システム(児童手当システム等)へのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員を異動ごとに設定することでアクセス権限を管理している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
<u> </u>					
Ĺ					